

委 託 設 計 書		設 計		精 算	
委 託 費 :					
年 度 : 令和8年度					
委 託 名 : 中央浄化センター脱硫剤取替業務委託					
履行場所 : 久留米市津福本町 津福本町					
履行期間 : 契約締結の翌日から令和9年3月15日まで					
[業務概要]					
・ 脱硫剤取替 1式 ・ 廃棄物処分 1式					

中央浄化センター脱硫剤取替業務委託

本委託費計算書

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
本委託費								
		中央浄化センター脱硫剤取替業務委託						
		直接委託費						
			取替材料費	1	式			第1号内訳書
			取替作業費	1	式			第2号内訳書
			(直接委託費) 計					[直接委託費]
		間接委託費						
			共通仮設費	1	式			
			計					[共通仮設費]
			現場管理費	1	式			
			計					[現場管理費]
			(間接委託費) 計					[間接委託費]
		委託原価						
		一般管理費等						
			一般管理費	1	式			

久 留 米 市

中央浄化センター脱硫剤取替業務委託

[illegible]

中央浄化センター脱硫剤取替業務委託

第1号内訳書

取替材料費

名 称	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
脱硫剤(TGR-Y-12型(低クロム品))	φ 12	10,000	kg			5,000kg × 2回
脱硫剤TGR-Y-15型(低クロム品)	φ 15	4,000	kg			2,000kg × 2回
計					0	

久 留 米 市

中央浄化センター脱硫剤取替業務委託

第2号内訳書

取替作業費

名 称	形状・寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
抜取り・取替費		1	式			2回
処分費	脱硫剤	14,000	kg			7,000kg × 2回
強力吸引車	4t車	4	台・日			2台・日 × 2回
計					0	

久留米市

中央浄化センター脱硫剤取替業務委託 仕様書

1. 業務名 中央浄化センター脱硫剤取替業務委託
2. 履行場所 久留米市津福本町 中央浄化センター
3. 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで
4. 業務内容 硫化し脱硫性能が低下した脱硫剤の取替及び撤去した脱硫剤の処分
を履行期間内に2回実施する

実施予定時期は、令和8年9月、令和9年3月とする。
5. 指定材料 TG リファイナー（株式会社テツゲン）

TGR-Y-12 型（低クロム品）／TGR-Y-15 型（低クロム品）
6. 規格
 - (ア) 形状 : 円柱形
 - (イ) サイズ : 直径 12mm／15mm
 - (ウ) 化学成分 : T・Fe 40%以上
 - (エ) 圧壊強度 : 10kg/P 以上
7. 数量 14,000 kg（荷姿：フレコン品）

うち、φ12mm：10,000kg、φ15mm：4,000kg

※1回あたりの数量は、上記の二分の一とする
8. 業務日時 契約締結後、市担当者との打合せを行い、決定するものとする。
9. その他 取替にあたっては、事前に脱硫剤の性能証明書を提出し、市の承諾を得たのちに搬入すること。

処分方法については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処分すること。なお、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を中央浄化センター担当者まで提出すること。

10. 提出書類 以下の書類及びその他市が指定するもの。

業務着手前	契約書、着手届、脱硫剤の性能証明書、産業廃棄物収集運搬許可証
業務終了後	業務報告書、硫化水素測定記録、マニフェスト、完了届

11. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該工事の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない

い。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

1 2. 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

受注者は、当該工事の下請施工に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
- (2) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督職員へ提出すること。

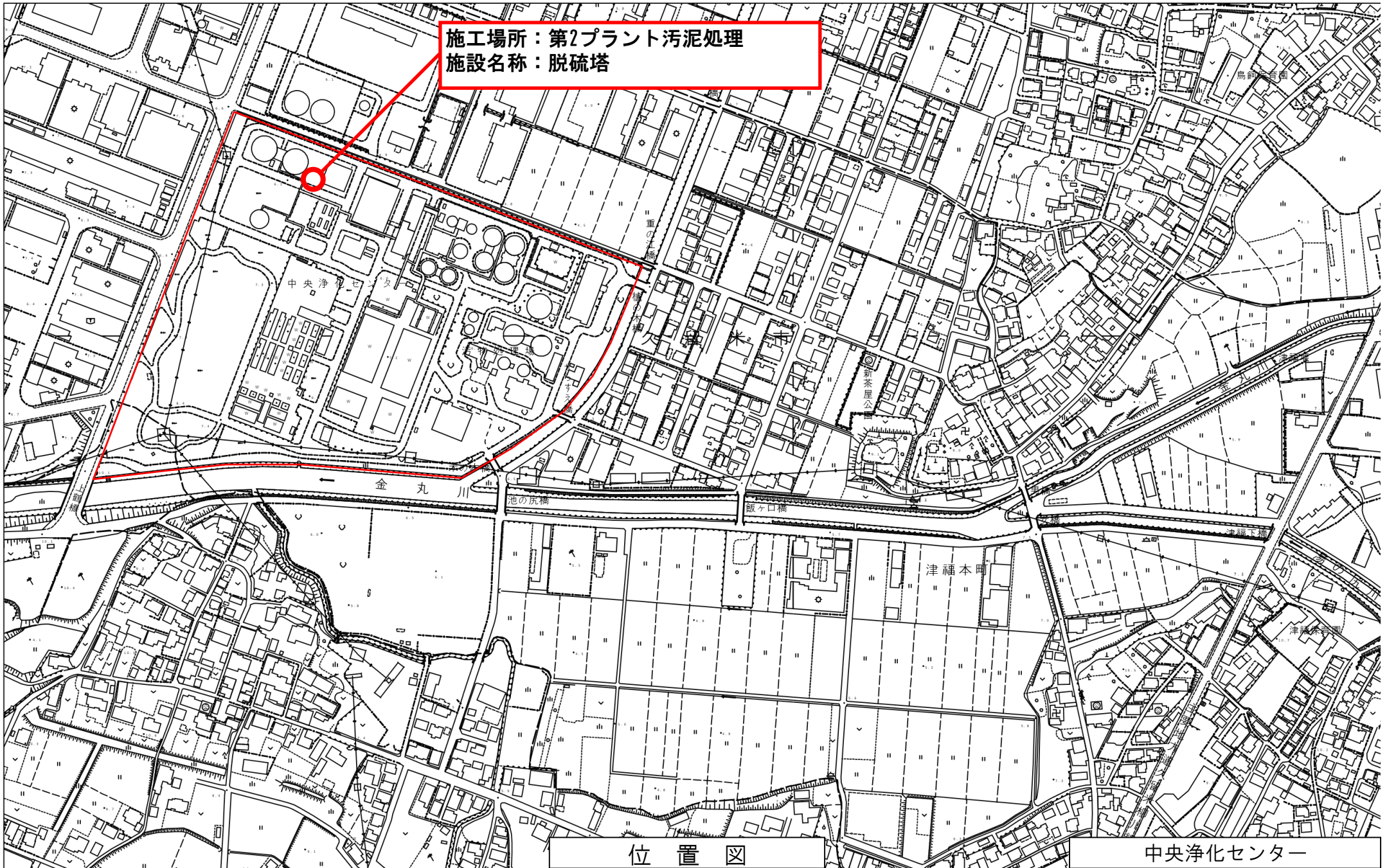
1 3. 契約に関する事項

- (1) 受注者は、業務の着手にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (イ) 着手届は、契約後 7 日以内に提出すること。
 - (ロ) 工程表は、着手届と合わせて提出すること。

1 4. 障害者差別解消の推進に関する事項

請負者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

施工場所：第2プラント汚泥処理
施設名称：脱硫塔



位置図

中央浄化センター

